



有明行灯



角行灯



弓張提灯



乗燭



台付き受皿



灯明皿と受皿



受皿



蔵提灯



燭台



掛燭台

## 寄贈資料の中から

## あかり

今回は、寄贈資料の中からあかりの道具を紹介します。

灯明皿は、油を入れて灯芯を浸し、その先に火をともします。灯芯にはイ草の髓や布きれを用います。灯明皿から油がしたたるため、受皿に重ねて使われます。

乗燭は、長時間火をともし続けるために考えだされました。これは、深い皿の中央に灯芯を支える突起がついたもので、さまざまな形状があります。灯明皿も乗燭も、単独で用いたり、台に載せて使われました。

行灯は、風で火が消えたりしないよう、灯明皿や乗燭を載せる台に紙の覆いをつけたものです。角型や円筒形が代表的な形で、有明行灯は寝室用のあかりです。満月や三日月型の窓がつけられた木の箱を行灯にかぶせ、光の量が調節できるようにしています。また、提げ手がついているため移動にも便利で、江戸時代に流

行し、明治時代に至るまで使われ続けました。

燭台は、屋内に据え置くあかりです。掛燭台は、鴨居や柱などに掛けて使います。燭台は室町時代には使用されていたとみられます。江戸時代までは、ろうそくは油よりさらに高価なうえ、燃えかすとなった芯を切り取るなど手間もかかったため、特別な場合を除いては油を使用していたようです。

弓張提灯は、弓状にした竹の弾力を利用し上下に張ったもので、中にろうそくを入れます。外で持ち歩くためのものですが、下に置くこともできます。収納時には提灯と弓を折り畳んで提灯箱に納め、鴨居の上に並べておきました。

蔵提灯は土蔵などに出入りする際に使われたものです。鉄枠に金網が張られ、倒れたり、物が上からかぶさったりしても火が燃え移らないようになっています。写真の資料は金網の表面に紙で覆いをしています。

## 国指定記念講演会（歴民講座）より

### 受講者からの質問に対する回答

後日、講師の先生方に回答していただきました。

9月26日(日)開催した歴民講座「沼津内浦・静浦及び周辺地域の漁撈用具」国指定記念講演会の中で、受講された方々に、講師の先生方への質問を書いていたいただきました。(質問は、事前に当館の特別展会場のアンケート・講演会受講申し込み時にも募集しました)。

当日は、時間の制約上、ご回答いただけなかった質問が多数ありましたので、後日、講師の先生方にご回答をいただきました。以下に、それらの質問と回答を掲載します。

なお、菊池先生回答は、菊池健策先生（文化庁文化財部伝統文化課主任文化財調査官）に、神野先生回答は、神野善治先生（武蔵野美術大学教授）にそれぞれご回答いただいた内容です。

#### 質問1

国指定を受けた今後、沼津市にどのようにしていつて欲しいのか教えて下さい。(菊池先生には思いを、神野先生には元職員だったことを含め回答して下さい)。

##### 菊池先生回答

今後は指定品の適切な管理、保存はもちろんですが、同時にその使用法や製作法などについてもきちんと伝承を図り、活きた状態で保存を図って欲しいと思います。

##### 神野先生回答

現在の歴史民俗資料館は、御用邸記念公園という由緒ある立地にあるが、文化財の保存環境・活用空間という面では厳しい場所であり、昭和49年（1974）の開館からすでに建物の老朽化もすすんでいるため、今後、国指定を受けたコレクションを長く保存し、展示し、活用していくための「恒久的な」保存施設が確保されることが望まれます。

できれば収集地の内浦や静浦で、地域の人たちが日常的にこれらの資料を語り継げるような環境の中にそのような施設が実現することが夢です。

#### 質問2

「沼津内浦・静浦及び周辺地域の漁撈用具」の特徴がわかるように、指定された理由はどういう点にあったのか教えて下さい。

##### 菊池先生回答

駿河湾最奥部の漁法を示す資料群であり、また、沿岸部そのものが大型魚などの豊かな漁をもたらし海であったことを示す資料であることです。さらに、中世以来この地域で行われてきた漁の様子を示す文献

資料である『豆州内浦漁民史料』からうかがうことのできる漁や漁業経営の様子を裏付ける実物資料であることです。

#### 質問3

現在でも過去のものになりつつある民俗資料を集めて、今後全く生活様式が変わってしまったときに、この資料のもつ意味は何でしょうか。

##### 菊池先生回答

モノとその使用法や製作法といったソフト面を併せて残していくことによって、自分たちの生活や文化がどのように推移し、形作られてきたかを知ることができ、自らの伝統的な文化や歴史を知ることのできる資料となります。

#### 質問4

指定された漁具の製作は、地元の漁師の手作りによるものが多いように見受けられますが、このような技術の伝承は、指定されたことにより、指定された漁具を保全・修理する上でもどのように保護されるのでしょうか。

##### 菊池先生回答

理想は製作技術も次の世代に伝承されて残っていくことです。しかし、実用ではなくなっているものも多く、製作技術や修理技術を伝承していくことは難しいものがあると思われます。今後、使用した人や地域の人たちだけでなく、市民全体で伝承を図っていくことが必要だと思われます。

#### 質問5

今回の指定は市民としてとてもうれしい事ですが、観光資源としての価値・評価について見解をお聞かせ下さい。

##### 菊池先生回答

沼津の海の豊かさや、環境のすばらしさを知ってもらうのに活用できるのではないのでしょうか。

#### 質問6

観光資源としての活用方法（展示等）について、ご提案があればご教示いただきたく思います。

##### 菊池先生回答

指定品そのものの展示はもちろんですが、それらが使われた現地と対応させるなど、あるいは漁の様子等を再現するなどして体験学習させることも可能でしょう。

しかし、指定品そのものを体験学習に使うのは保存の上で問題があり、未指定の同等品を使うなどの工夫が必要です。

#### 質問 7

塩の害で資料が傷むということですが、内部の傷みがわかりにくい場合、どんなふうに診断するのでしょうか。プロにお願いするのでしょうか。

#### 菊池先生回答

基本的に海で使用された漁具はいずれも塩分がモノの中に入り込んでいます。この塩分を資料本体を傷めずに取り去ることは素人には難しいことです。したがって専門の業者による脱塩処理が必要になります。

塩害は目に見えないところでもおきます。たとえば船板に打ち込まれた船釘が木材内部で腐蝕して膨張し、それによって板が割れてしまうなどの害が発生している例がみられます。

#### 質問 8

文化財には指定と登録の区分があるようですが、その違いは何でしょうか。

登録制度ができたとのことですが、民俗文化財の所有者の立場にとって、指定ではなく登録とすることのメリット・デメリットは何ですか。

#### 菊池先生回答

登録民俗文化財の制度の基本的な考え方には、指定ほど重要であることが明確になっていなくても、登録することによって文化財としての価値付けをすることができ、所有者や地方公共団体の保護のための手伝いをしやすくするということがあります。

メリットとしては登録までの資料の整理が簡便であることもあります。ただし、登録後には整理作業を進めてもらうようお願いしています。

#### 質問 9

「沼津内浦・静浦及び周辺地域」の「周辺地域」に戸田の漁撈用具を加えることは妥当ですか。

#### 菊池先生回答

その時の状況にもよると思います。今回の指定品と関連が強いものであれば加えることも考えられるでしょうし、戸田独自の漁撈等に用いられた用具で戸田の特色を示すものであれば、別に扱ったほうが良い場合もあります。

#### 質問 10

この「沼津内浦・静浦及び周辺地域の漁撈用具」は、お金だといくらになりますか。

#### 菊池先生回答

お金でいくらというのは不可能かと思います。これらは美術品ではありませんので市場価格はありません。

#### 質問 11

宮本常一博物館（？）のその後は？

#### 神野先生回答

宮本氏のふるさとの山口県にある「周防大島文化交流センター」が実質的な宮本常一記念館です。そこに10万点をこえる写真資料や調査ノートなども保存され、その写真はネット上のデータベースで公開され見ることが可能です。

また、宮本氏の指導で集められた膨大な民具は、東京小平市の武蔵野美術大学の民俗資料室に所蔵され、その一部はネットでも見られます。ちなみに宮本氏は内浦を昭和15年に訪ねています。

#### 質問 12

文化財に今回指定された網は、原材料はワラですか。

#### 菊池先生回答

ワラもありますしシュロや麻なども使われています。

#### 質問 13

「ミネ」に関する国指定についてお教え下さい。「ミネ」全体での指定なのか、鉄瓶や茶碗まで個々に指定されたのですか？

#### 菊池先生回答

今回の指定はミネを指定したのではなく、ミネで使われていた用具が指定に含まれています。

#### 質問 14

船霊様の中身はどれも同じものが入っているのですか（人形・サイコロ・お金など）。お金はいくら入れればよいのですか。髪の毛は、誰のものを入れますか。

#### 神野先生回答

指定品では古いのは一文銭、新しいのは10円硬貨などを12枚入れています。髪の毛は船主夫婦か、船主の奥さんのものを入れるものとされています。



船霊様内部の御神体

この他に、質問を4件いただきましたが、市の姿勢に対する質問や指定資料に関する個別の内容についての質問など、当館で回答させていただくのが適当と考えられる内容でした。

それらの質問につきましては、紙面の都合上、今号では掲載できませんので、次号に当館の回答と併せて掲載させていただく予定です。よろしくご了承のほどお願いいたします。



## 資料館からのお知らせ

### 国指定記念歴民講座が行われました

9月26日(日)、市立図書館4階の視聴覚ホールで、漁撈用具の国指定を記念する歴民講座が行われました。

当日は、文化庁の菊池主任文化財調査官、武蔵野美術大学の神野教授を講師に、68の方が参加されました。

菊池主任文化財調査官は、今回の指定は、この地域の人々の生活様式を理解する上で重要な意味を持っている、と指摘されました。



菊池文化庁主任文化財調査官

神野教授は、指定された漁撈用具には、直接、魚を捕る漁具の他に、什器など網元が使用した「漁業経営用具」、ローフーなど魚群の動きを見張る「魚見・網小屋及び船上の用具」、船霊様など魚の安全と大漁を祈る「信仰・儀礼用具」等、多様な資料が含まれている市民共通の財産、と指摘されました。



神野武蔵野美術大学教授

### 網袋作りと漁具製作実演が行われました

11月には、国指定記念特別展にあわせて、「体験学習・網袋作り」と、「漁具製作実演・モジリ作り」が行われました。

11月6日(土)は我入道の元漁師 後藤正光さんの指導で、主に定置網漁で使用された「ビン玉の浮き」を包む「網袋を作ろう」が、35人の方の参加を得て行われました。



ここの編み方が難しい・・・

11月14日(日)には内浦の竹籠職人 杉村弘男さんによるアナゴ漁の「モジリ」作りが実演され、来館された人々が足をとめ、見事な職人技に感嘆していました。



モジリが形になってきます

### 沼津市歴史民俗資料館だより

2010. 12. 25 発行 Vol.35 No.3 (通巻188号)  
編集・発行 〒410-0822 沼津市下香貫島郷 2802-1  
沼津御用邸記念公園内  
沼津市歴史民俗資料館 TEL 055-932-6266  
FAX 055-934-2436  
URL: <http://www.city.numazu.shizuoka.jp/kurashi/sisetu/rekimin/index.htm>  
E-mail: [cul-rekimin@city.numazu.shizuoka.jp](mailto:cul-rekimin@city.numazu.shizuoka.jp)